

## 大和都市計画公園の変更（奈良県決定）

都市計画公園に 8・6・7号 平城宮跡歴史公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面積	備 考
	番 号	公 園 名			
特殊公園	8・6・7	へいじょうきゆうせきれきしこうえん 平城宮跡歴史公園	さきちよう ほっけじちよう にじょうちよう 奈良市佐紀町、法華寺町、二条町一丁 にじょうおおじみなみ にじょうおおじみなみ 目、二条大路 南 二丁目、二条大路 南 三丁 にじょうおおじみなみ にじょうおおじみなみ 目、二条大路 南 四丁目及び二条大路 南 五 丁目の各地内	約 132.0ha	主な施設 復原建物、広場、交通ターミナル等  すべて奈良国際文化観光都市建設計画公園

「区域は計画図表示のとおり」

理由：世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産の一つであり、我が国を代表する歴史・文化資産である特別史跡 平城宮跡<sup>へいじょうきゆうせき</sup>の一層の保存・活用を図るため、公園として都市計画決定を行い、整備の促進を図るものである。

## 大和都市計画公園の変更に関する説明書

### (8. 6. 7号 平城宮跡歴史公園の追加に関する説明書)

#### 1. 平城宮跡歴史公園の概要

奈良市佐紀町、法華寺町、二条町一丁目、二条大路南二丁目、二条大路南三丁目、二条大路南四丁目及び二条大路南五丁目の各地内。

面積約 132.0ha の区域。

#### 2. 上位計画との関係

本公園の大部分を占める特別史跡「平城宮跡」については、緑の総合的な配置指針となる「奈良県広域緑地計画」(平成 10 年：奈良県)において、平城宮跡の保全が、「世界的価値のある文化財を活用し歴史的風土と調和した景観を保全していく重点施策」として位置づけられている。また、都市計画の基本となる「奈良県都市計画区域マスタープラン」(平成 10 年：奈良県)において、「平城宮跡の中核施設である第一次大極殿院の整備を促進し、広く国民各層が古代都城文化を体験的に理解する場の形成を図っていくこと」とされている。

平城宮跡は奈良における貴重な歴史資産として、都市整備や観光などの多くの計画において保存と整備、活用が位置づけられている。

#### 3. 今回の都市計画決定を行う目的

特別史跡であり、世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産の一つであって、我が国を代表する歴史・文化資産である平城宮跡については、従前から土地の国有化、発掘調査・研究、その成果を活かした建物等復原、遺構表示等の整備が進められてきたが、本年度(平成 20 年度)、その一層の保存・活用を図るため、新たに国営公園として事業を開始することとなった。(平成 20 年 10 月 28 日 閣議決定)

平城宮跡歴史公園は、この国営公園の区域を中心に、周辺で奈良県を中心とした地元が国営公園と連携した事業を実施していく区域を含め、一つの公園として都市計画決定を行い、その整備・管理を進めていくことにより、先述の目的の達成を図るものである。

#### 4. 公園区域の設定の考え方

これまでの保存整備の経緯を踏まえつつ、本公園に導入すべき機能(次節を参照)を展開する上で必要な区域として以下の区域を含めることとした上で、地形・地物の状況を踏まえた公園としての一体性の確保、整備・管理の容易さといった点に留意し、公園区域の設定を行う。

##### ○ 特別史跡平城宮跡の国有化された土地の区域

平城宮跡の遺跡が保存されている区域であり、平城宮跡ならではの歴史・文化体感・体験機能を発揮させる区域として含める。

##### ○ 史跡平城京朱雀大路跡の区域

特別史跡平城宮跡の南側に接する、朱雀門を経て往時の平城宮に至るメインストリートであった区域であり、特別史跡の区域と併せ、有効な一体利用を図る区域として含める。

##### ○ 史跡平城京朱雀大路跡の東西区域

史跡平城京朱雀大路跡の両側にあつて特別史跡平城宮跡と主要地方道奈良生駒線（大宮通り）の双方に面する区域であり、歴史・文化体感・体験機能や歴史・文化交流拠点機能、観光ネットワーク拠点機能、利用サービス機能を満たす上で必要な施設を設けるとともに、広がりを持つ朱雀大路跡と一体的な景観形成を行う区域として含める。

○ 特別史跡平城宮跡の南東区域

特別史跡平城宮跡の南東側にあつて奈良市の中心市街地に至る区域と特別史跡平城宮跡を隔てる区域であり、宮跡内から外への歴史的な眺望を確保する上で宮跡周辺の市街地景観への対処を行う区域として含める。

## 5. 平城宮跡歴史公園の具体的な内容

### (1) 基本理念及び基本方針

古都奈良の歴史的・文化的景観の中で、平城宮跡の保存と活用を通じて、“奈良時代を今に感じる”空間を創出することを目指し、

- 特別史跡・世界遺産である歴史・文化資産としての適切な保存・活用
- 古代国家の歴史・文化の体感・体験
- 古都奈良の歴史・文化を知る拠点づくり
- 国営公園として利活用性の高い空間形成を進める。

### (2) 導入すべき機能

貴重な歴史・文化資産としての確実な保存を前提とし、以下の機能を導入する。

#### ① 歴史・文化体感・体験機能

- ・今後も継続される発掘調査・研究の成果をもとにした遺跡の活用と、平城宮跡の広大なスケールを活かした景観形成により、古代国家の歴史・文化を体感・体験できるようにする。
- ・主要な遺構については、十分な調査研究に基づき、原位置で実物大の建物等を復原し、それを活用した取組を行う。それ以外の遺構についても、わかりやすい表示、解説の実施や出土品を展示する施設を設けることにより、来園者が往時の平城宮を認識できるようにする。

#### ② 歴史・文化交流拠点機能

- ・平城宮跡や古都奈良全体の歴史・文化情報、観光情報を国内外に発信する。
- ・歴史・文化に関する国際交流、地域交流に役立つイベント等を開催する。

#### ③ 観光ネットワーク拠点機能

- ・古都奈良の観光拠点として、平城宮跡の特徴を活かした歴史・文化の体感・体験が行えるようにする。
- ・観光情報の発信や交通ターミナルの整備により、奈良観光の玄関口の役割をもたせる。

#### ④ 自然的環境保全・創出機能

- ・都市部に残された貴重な緑地として、自然的環境を保全・創出し、その活用を図ることにより、自然体験の機会を提供する。

#### ⑤ レクリエーション機能

- ・都市部に残された貴重なオープンスペースとして、多目的に活用できる広場、季節や時間の移ろいを楽しむための施設整備等によって、公園としての魅力を高めつつ、多様なレクリエーション利用ができるようにする。
- ・大規模地震など非常災害時の避難場所として必要な整備を行う。

#### ⑥ 利用サービス機能

- ・快適性や利便性を高める施設整備等により、様々な来園者に質の高いサービスを提供する。
- ・地域住民やNPOをはじめとした多様な主体の参画を促す。

### (3) 利用・整備のイメージ

公園区域を4つのゾーンに区分し、各ゾーンの役割に見合った施設整備、ソフトの展開を実施していく。

#### ① シンボルゾーン

歴史資産の活用を主とする空間として、発掘調査・研究の進んでいる特別史跡区域の中核部に設定する。

朱雀門や第一次大極殿などの復原建物等を中心とする歴史資産を最大限に活用した空間づくりを行い、往時の平城宮の様子が感じられるゾーンとし、往時を彷彿とさせるイベントや歴史学習プログラムの展開、朱雀大路から続く軸線の空間の活用等により、歴史・文化の体感・体験及び歴史・文化教育・学習の機会を提供する。

#### ② 緑地ゾーン

歴史資産の保全活用と併せて景観や自然的環境の保全、レクリエーション利用など多様な機能との調和を図る空間として、特別史跡中央部の両側に位置する未発掘箇所が多い区域に設定する。

宮跡全体の広がりや周辺地域との歴史的な関わりを感じるとともに多目的に利用できる緑地を主体としたゾーンとし、主要視点場からの眺望を確保することで歴史・文化の体感・体験に資するとともに、自然的環境の保全・創出や多様なレクリエーション利用の場とする。

#### ③ 外周ゾーン

隣接市街地の遮蔽及び修景（景観を整えること）と併せて利用サービスの充実を図る空間として、主として特別史跡区域の外周に設定する。

宮跡と隣接市街地との間に緑陰を設けるとともに、エントランスや公園利用に必要な利用サービス施設を宮跡内部からの景観に配慮しつつ配置するゾーンとし、周辺の山並み等への眺望景観の保全のほか、基本動線を配置することで公園内の移動の利便性を高めるとともに、外部から出入りする動線とのネットワークを形成する。

#### ④ 拠点ゾーン

公園全体の利用拠点となる空間として、史跡平城京朱雀大路跡及びその東西の区域に設定する。

平城宮跡の正面玄関及び奈良観光の玄関口として、公園全体の利用、管理・運営の拠点及び歴史・文化交流拠点並びに観光ネットワーク拠点の機能を持ったゾーンとするとともに、朱雀大路から朱雀門に至るシンボリックな軸を強調し、往時の平城京のスケールを感じさせる広がりのある空間形成を行う。